

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2	箇条 2 耐油性ビニルシース遮へい付き又は遮へいなし可とうケーブル コードの種類・用途に応じ、当該箇条において規定されている電気的特性、構造及び寸法特性、機械的特性等の試験に適合しなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3 2.3.1 2.3.3 2.3.4 2.3.6	2.3 構造 2.3.1 導体 線心数は、2 心～60 心でなければならない。導体は、JIS C 3664 のクラス 5 の要求事項に従わなければならない。 2.3.3 線心及び介在物をもつ場合のより合せ 線心は、各同心上に適切な位置となるように、互いにより合わせなければならない。 2.3.4 遮へい付きケーブルの内層シース 内層シース厚さの平均値は、規定値以上でなければならない。内層シース厚さの最小値は、規定値の 85% から 0.1 mm を減じた値以上でなければならない。内層シースは、線心のより合せ上のすき間に充てんしてもよいが、線心に粘着してはならない。 2.3.6 シース又は外層シース 代表的な線心数をもつケーブルのシース厚さ規定値及び外層シース厚さ規定値は、それぞれ、規定された範囲内で	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き					なければならない。シース厚さ及び外層シース厚さの最小値は、規定値の 85% - 0.1 mm 以上でなければならない。 遮へいなしケーブルのシースは、線心のより合せ上のすき間に充てんしてもよいが、線心に粘着してはならない。遮へい付きケーブルの外層シースは、遮へいに密着させるが、粘着してはならない。 すべてのケーブルは、丸形に仕上げなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3.2 2.3.4 2.3.6	2.3.2 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ PVC/D の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.4 遮へい付きケーブルの内層シース 内層シースは、線心のより合せ上にタイプ PVC/ST5 の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.6 シース又は外層シース シース又は外層シースは、タイプ PVC/ST9 の塩化ビニルコンパウンドを用いなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2	箇条 2 耐油性ビニルシース遮へい付き又は遮へいなし可とうケーブル 表示に関して、JIS C 3662-1（以下、第 1 部）の該当要求	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		第 1 部 箇条 3 第 1 部 3.1 第 1 部 3.3 第 1 部 箇条 4 第 1 部 4.1 第 1 部 4.1.1 第 1 部 4.1.2	<p>事項（箇条 3 及び箇条 4）に従わなければならない。</p> <p>第 1 部 箇条 3 表示</p> <p>第 1 部 3.1 製造業者の識別及びケーブルの表示</p> <p>導体温度 70 °C を超えて使用するケーブルは、その記号又は最高導体温度も表示しなければならない。</p> <p>第 1 部 3.3 判読性 すべての表示は、明りょうでなければならない。</p> <p>識別糸の色は、容易に識別できなければならない。</p> <p>第 1 部 箇条 4 線心識別</p> <p>各線心の識別は、次によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 5 心以下については、色 － 5 心を超えるケーブルについては、数字 <p>第 1 部 4.1 色による線心識別</p> <p>第 1 部 4.1.1 一般的要求事項</p> <p>ケーブルの線心識別は、着色した絶縁体又は他の適切な方法によらなければならない。</p> <p>ケーブルの各線心は、緑と黄との組合せによって識別する線心を除き、一色だけでなければならない。</p> <p>緑と黄とを組み合わせる場合を除き、緑及び黄の単色は、いかなる多心ケーブルについても使用してはならない。</p> <p>第 1 部 4.1.2 色体系</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 4.1.3 第1部 4.2.1	<p>色は、明りょうに識別できなければならない。</p> <p>第1部 4.1.3 緑／黄の色の組合せ 緑と黄との組合せの割合は、任意の 15 mm 長の線心において、1 色は線心の表面積の 30%以上、70%以下を覆い、他の 1 色が残りの部分を覆わなければならない。</p> <p>第1部 4.2.1 一般的要求事項 線心の絶縁体は、緑／黄の線心が含まれる場合の緑／黄の線心以外は、同一の色で連続番号を打たなければならない。</p> <p>緑／黄の線心がある場合には、その線心は 4.1.3 に適合し、かつ、最外層に配列しなければならない。</p> <p>ナンバリングは、内層から、かつ、数字の 1 から始めなければならない。</p> <p>数字は、線心の表面にアラビア数字で印刷しなければならない。</p> <p>すべての数字は同一の色とし、絶縁体の色と対比して引き立つものでなければならない。数字は、読みやすくなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.4	2.4 試験 表 3 の絶縁体、内層シース、シース及び外装シースの老化前後の引張試験、絶縁体、シース及び外装シースの加熱減	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					量試験、非移行性試験、加熱変形試験、巻付加熱試験、遮へいなしケーブルの移動曲げ強度試験に適合しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.4	2.4 試験 表 3 の絶縁体の低温曲げ試験、シース又は外層シースの低温曲げ試験、シース又は外層シースの低温伸び試験、完成品ケーブルの低温衝撃試験、シース又は外層シースの耐油試験に適合しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3.2 2.3.4 2.3.6	2.3.2 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ PVC/D の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.4 遮へい付きケーブルの内層シース 内層シースは、線心のより合せ上にタイプ PVC/ST5 の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.6 シース又は外層シース シース又は外層シースは、タイプ PVC/ST9 の塩化ビニルコンパウンドを用いなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3.2	2.3.2 絶縁体 各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第 1 号 続き		措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		2.3.5	絶縁体の厚さは、規定値によらなければならない。 絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。 2.3.5 遮へい 遮へい付きケーブルの遮へいは、めっきなし又はめっきありの銅線による編組を内層シースの上に施したものでなければならない。代表的な線心数をもつケーブルの遮へいに用いる銅線の素線径は、規定値以下でなければならない。	
				2.4	2.4 試験 表 3 の完成品ケーブルの耐電圧試験に適合しなければならない。	
第七條 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	2.3.2	2.3.2 絶縁体 各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。 絶縁体の厚さは、規定値によらなければならない。 絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
				2.3.5	2.3.5 遮へい 遮へい付きケーブルの遮へいは、めっきなし又はめっきありの銅線による編組を内層シースの上に施したものでなければならない。代表的な線心数をもつケーブルの遮へい	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				2.4	<p>に用いる銅線の素線径は、規定値以下でなければならない。</p> <p>30 MHz での伝達インピーダンスは、250Ω/km を超えてはならない。</p> <p>2.4 試験</p> <p>表 3 の完成品ケーブルの耐電圧試験に適合しなければならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3.2	<p>2.3.2 絶縁体</p> <p>各導体上に絶縁体を被覆しなければならない。</p> <p>絶縁体の厚さは、規定値によらなければならない。</p> <p>絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。</p>	
				2.3.5	<p>2.3.5 遮へい</p> <p>遮へい付きケーブルの遮へいは、めっきなし又はめっきありの銅線による編組を内層シースの上に施したものでなければならない。代表的な線心数をもつケーブルの遮へいに用いる銅線の素線径は、規定値以下でなければならない。</p> <p>30 MHz での伝達インピーダンスは、250Ω/km を超えてはならない。</p>	
				2.4	<p>2.4 試験</p> <p>表 3 の完成品ケーブルの耐電圧試験に適合しなければな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.4	2.4 試験 表 3 の難燃性試験に適合しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		屋内配線においては、人体に触れることはない。機器に取り付けられたケーブルについては、機器の個別規格で規定されている。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.4	2.4 試験 表 3 の構造の適合性の確認試験に適合しなければならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.4	2.4 試験 表 3 の老化前の引張試験、絶縁体の低温曲げ試験、シース又は外層シースの低温曲げ試験、シース又は外層シースの低温伸び試験、完成品ケーブルの低温衝撃試験、巻付加熱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		その他の措置が講じられるものとする。			試験に適合しなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.3.2 2.3.4 2.3.6	2.3.2 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ PVC/D の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.4 遮へい付きケーブルの内層シース 内層シースは、線心のより合せ上にタイプ PVC/ST5 の塩化ビニルコンパウンドを被覆したものでなければならない。 2.3.6 シース又は外層シース シース又は外層シースは、タイプ PVC/ST9 の塩化ビニルコンパウンドを用いなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2	箇条 2 耐油性ビニルシース遮へい付き又は遮へいなし可とうケーブル	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			コードの種類・用途に応じ、当該箇条において規定されている電気的特性、構造及び寸法特性、機械的特性等の試験に適合しなければならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、始動の機能は無いため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、再始動の機能は無いため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、停止の機能は無いため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			部品であるため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれはないため、非該当が妥当と考える。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見や	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2	箇条 2 耐油性ビニルシース遮へい付き又は遮へいなし可とうケーブル 表示に関して、第 1 部の該当要求事項（箇条 3 及び箇条 4）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		すい箇所容易に消えない方法で表示されるものとする。		第 1 部箇条 3 第 1 部 3.1 第 1 部 3.1.1 第 1 部 3.2 第 1 部箇条 4 第 1 部 4.1 第 1 部 4.1.2 第 1 部 4.2 第 1 部 4.2.3	に従わなければならない。 第 1 部箇条 3 表示 第 1 部 3.1 製造業者の識別及びケーブルの表示 第 1 部 3.1.1 表示の連続性 一連の表示の終わりとの表示の始まりとの間隔は、次によらなければならない。 — 550 mm 以下：表示がシースの上にある場合 — 275 mm 以下：a) 表示がシースなしケーブルの絶縁体上にある場合 b) 表示がシース付きケーブルの絶縁体上にある場合 c) 表示がシース付きケーブルの中に挿入したテープ上にある場合 第 1 部 3.2 耐久性 印刷した表示は、耐久性がなければならない。 第 1 部箇条 4 線心識別 第 1 部 4.1 色による線心識別 第 1 部 4.1.2 色体系 色は、耐久性がなければならない。 第 1 部 4.2 数字による線心識別 第 1 部 4.2.3 耐久性 印刷した数字は、耐久性がなければならない。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 1 号 続き	制度による表示)	<p>る。</p> <p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第 2 号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3662-7：2010 及び追補 1：2017

規格名：定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				